

令和2年4月

	5/1 (金)				5/2 (土)				5/3 (日)				5/4 (月)			
	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C
在籍児童数	1133	1133	1133	1133	1133	1133	1133	1133	1133	1133	1133	1133	1133	1133	1133	1133
11:31前 私学等																
11:31以降 最大人数																
児童数	152			152				152				152				152
たまむし1																
たまむし2																
たまむし3																
あかね1																
あかね2																
あかね3																
あかねA計																
あかね4																
あかね5																
あかねB計																
あかねAB計	217			217				217				217				217
ほんちよう1				8				8				8				8
ほんちよう2				10				10				10				10
ほんちよう計	103			118				118				118				118
さくらなみ1				12				12				12				12
さくらなみ2				6				6				6				6
さくらなみ計	137			118				118				118				118
さわらび1																
さわらび2																
さわらび計	111			111				111				111				111
たけとんぼ1																
たけとんぼ2																
たけとんぼ計	104			104				104				104				104
まえはら1				11				11				11				11
まえはら2				8				8				8				8
まえはら計	190			119				119				119				119
みどり1				21				21				21				21
みどり2				9				9				9				9
みどり計	121			30				30				30				30
みなみ1																
みなみ2																
みなみ計	110			110				110				110				110
全所 合計	1,191	0	0	85	0	0	0	85	0	0	0	85	0	0	0	85

0% 0% 0% 7%



(案)

事務連絡  
令和2年5月7日

(宛先) 各課長

新型インフルエンザ等対策本部  
本部長 西岡 真一郎

特別定額給付金業務に係る基幹系PC端末の臨時的な提供について

特別定額給付金業務について、一刻も早く市民の方へ支給する必要がある中、5月1日には、特別定額給付金コールセンターを開設し、そして、オンライン申請を開始したところであります。

今後の申請受付処理や郵送申請処理等に当たり、多数のPC端末を使用し業務を進めていく必要があるが、現状、市以外からのPC端末の確保が困難な状況となっています。

については、各部署に配備されている基幹系PC端末を臨時的に提供していただきたく、特段の配慮をお願いします。

記

- 1 対象課・提供端末  
基幹系PC端末を保有する課  
※ 提供可能な端末番号を5月8日までに下記へご連絡ください。
- 2 提供時期・台数  
1回目：5月11日(月) 1台  
2回目：5月15日(金) 1台  
※ 各課の配置台数により提供困難な場合や調整等が必要な場合は、別途ご連絡ください。
- 3 返却時期  
9月上旬～中旬に順次  
※ 今後の処理状況により、前倒しで返却となる可能性もあります。
- 4 その他  
(1) 1回目は、5月8日(金)業務終了以降順次、端末を回収させていただく予定です。2回目は5月14日(木)業務終了以降順次、端末を回収させていただく予定です。  
(2) 今後の状況により、追加提供の依頼をさせていただく場合があります。

問合せ先(事務局)  
情報システム課情報システム係  
内線：3053、外線：042-387-9827

令和2年4月30日  
子ども家庭部子育て支援課

### 子育て世帯への臨時特別給付金について

#### 1 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給する。

#### 2 対象児童

児童手当受給世帯（本則給付）の令和2年4月分支給対象の方（一部3月分対象児童を含む）

※ 3月31日までに生まれた児童から新高校一年生まで(約10,400人)  
公務員世帯の児童(約2,080人)  
合計 12,480人(見込み)

#### 3 給付額

対象児童1人当たり 1万円

#### 4 支給対象者

対象児童の児童手当受給者 約8,000世帯

#### 5 補正予算要求概要（国：10/10補助）

事業費（給付金） 124,800千円

事務費（報酬、印刷製本費、需用費、郵便料、システム改修費、  
銀行振込手数料等） 5,212千円

計 130,012千円

#### 6 支給予定日（公務員以外）

6月10日（水）頃の支給を目指す。

保護者各位

小金井市長 西岡 真一郎  
(公印省略)

緊急事態宣言後の学童保育所の縮小運営の期間延長及び利用申請について

日頃より、小金井市の学童保育業務にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大を受け、小金井市では令和2年4月8日付け「緊急事態宣言の発令に伴う学童保育所の開所時間の短縮及び登所自粛のお願いについて」にて、保護者の皆様に登所の自粛を強く要請させていただいたところです。

小金井市では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、上記の要請期間を、下記のとおり令和2年5月31日まで延長することと決定いたしましたのでお知らせします。

これに伴い、5月1日から5月31日の期間に保育の利用を希望される場合は、所定の書類を事前に学童保育所へ提出していただくこととしましたので、ご注意ください。

市内の「3密」化を少しでも防ぎ、児童及び指導員等の市内での感染の拡大防止のため、保護者の皆様には、何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和2年5月31日(日)まで延長します。
- 2 開所時間 原則、午前8時00分から午後5時00分まで  
※ 家庭状況から、どうしても午後5時以降保育が必要な場合は、ご相談ください。
- 3 対 象 **全ての世帯を登所自粛要請の対象とします。**  
ただし、次の①又は②のいずれかに該当する世帯については、保護者がその理由を在籍している学童保育所に申請することで、保育を継続して行います。
  - ① 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに世帯全員(成人)が従事し、かつ、仕事を休むことが難しい場合。
  - ② ①以外で特別にやむを得ない事情がある場合
- 4 申請について ①・②いずれの方も保育を希望する場合は、「登所自粛期間における保育の利用申請書」を在籍している学童保育所に5月2日以降、利用日の前までに申請書を提出し、保育を利用するための確認を受けてください。(土曜日の受付は12時まで)

※ 利用申請書の提出がない方は欠席とします。その場合の欠席連絡は不要です。

※ 期間及び運営については、今後の社会情勢等により変更する場合があります。

※ 上記に関わらず、発熱等の風邪症状がみられるときは、登所を控えていただくようお願いいたします。また、発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、風邪症状が改善傾向となるまでは、登所を控えていただくようお願いいたします。

登所自肅期間における保育の利用申請書

(宛先) 小金井市長

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 申請者 (保護者) \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

緊急事態宣言後においても、家庭での保育が困難なため、次の理由で保育施設の利用を申請します。

1 申請理由 (当てはまる項目の□にチェックしてください。)

□	医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに世帯全員 (成人) が従事しているなど、仕事を休むことが困難な場合
□	やむを得ない事情で家庭で保育ができない場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">理由記入欄</div> <p>※在宅勤務の方、兄弟等がいる場合などで家庭保育にご協力いただける場合は、引続きご協力ください。</p>

2 利用希望児童

学童保育所名	氏名	学年

3 利用希望日

利用を希望する日の「利用希望」欄に「○」を記入し、利用時間を記入してください。  
 また、「降所方法」欄には「1人」「迎」「集団」いずれかを記入してください。

利用希望	日にち (5月)	利用時間	降所方法	利用希望	日にち (5月)	利用時間	降所方法
	7日 (木)	: ~ :			20日 (水)	: ~ :	
	8日 (金)	: ~ :			21日 (木)	: ~ :	
	9日 (土)	: ~ :			22日 (金)	: ~ :	
	11日 (月)	: ~ :			23日 (土)	: ~ :	
	12日 (火)	: ~ :			25日 (月)	: ~ :	
	13日 (水)	: ~ :			26日 (火)	: ~ :	
	14日 (木)	: ~ :			27日 (水)	: ~ :	
	15日 (金)	: ~ :			28日 (木)	: ~ :	
	16日 (土)	: ~ :			29日 (金)	: ~ :	
	18日 (月)	: ~ :			30日 (土)	: ~ :	
	19日 (火)	: ~ :					

【裏面に続きます】

保護者の皆様におかれましては、次の事項を必ずご確認ください。また、お子様の体調に十分留意いただいた上で申請書の提出をしていただくようお願いいたします。

### 1 開所時間

原則、午前8時00分から午後5時00分まで

※家庭状況から、どうしても午後5時以降保育が必要な場合は、ご相談ください。

### 2 受け入れ条件

#### (1) 検温

登所前に必ずご家庭で検温をお願いします。37.5度以上の発熱がある場合はお預かりできません。

#### (2) その他の体調

咳などの症状がある方場合もお預かりできません。

※1 発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、風邪症状が改善傾向となるまでは利用できません。

※2 ハンカチは必ず持たせてください。

※3 できるだけマスクの着用をお願いします。

### 3 問合せ先

① 小金井市子ども家庭部児童青少年課学童保育係 電話042-387-9847

#### ② 市立学童保育所

#### 電話番号

さくらなみ学童保育所	042-383-1183
たけとんぼ学童保育所	042-383-5488
あかね学童保育所 A	042-385-3370
あかね学童保育所 B	042-385-3372
さわらび学童保育所	042-383-5489
たまむし学童保育所	042-385-9280
まえはら学童保育所	042-383-1179
ほんちょう学童保育所	042-385-3360
みどり学童保育所	042-383-1178
みなみ学童保育所	042-383-1167

小金井市長  
西岡 真一郎 様

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する申し入れ（第4弾）

2020年5月1日

日本共産党小金井市議団

水上ひろし

たゆ 久貴

板倉 真也

「緊急事態宣言」が発令されて以降、「外出自粛」が強化され、一斉休校の長期化と在宅勤務の奨励などにより、日増しに市民の間にストレスと息苦しさが重くのしかかっています。人の流れが抑えられるなかで飲食業の売り上げは大幅に減少し、東京都の休業要請に応じた店舗や事業所含めて、家賃や従業員の人件費が払えないとの声が聞かれています。

「緊急事態宣言」は5月6日に終了する見込みがなく、現状の深刻な事態がどこまで続くのかさえ、まったく見えない状況となっています。いまこそ、市民の暮らし・営業を守るための小金井市の思い切った手だてが必要です。ぜひ、この申し入れを検討していただき、具体化されるよう切に求めるものです。

### 記

1. 新型コロナウイルスの感染不安に 대응するために、小金井市医師会の協力のもと、発熱外来、PCR検査センター、発熱相談窓口を早急に開設すること。感染軽症者のための宿泊施設を市内に確保すること。
2. 感染防止強化のために、市内の医療機関・介護事業所に防護服・アルコール消毒液を支給すること。
3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々向けの緊急小口資金特例貸付、総合支援資金特例貸付の窓口となっている小金井市社会福祉協議会の体制強化に向けた支援策を講じること。
4. 児童手当の受給世帯や児童育成手当、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭に、市独自の臨時給付金を支給するとともに、国など他の公的支援を受けることのできない、生活に困窮する子育て世代にも臨時給付金を支給すること。
5. 精神障がい者等の就労継続支援事業所B型では、感染防止対策として通所者の濃厚接触を避けるよう交代制にするなど努めている。工賃を支給することが前提となっているが、働き方などに制限を加えなければならず、工賃を払えるかどうかという状況となっている。現場の声を聞き、事業所・利用者に影響が生じないよう、市が支援すること。
6. 中小企業の経済支援策として、マル経融資（金融公庫）の全額利子補給を行なうこと。
7. 中小零細の店舗・事業所の休業補償、家賃補助など市独自の経営支援策の実施、税や公共料金の納入猶予などの情報の周知徹底、学校給食休止による関係事業者の独自支援を行なうこと。



8. 新型コロナウイルスへの感染またはその影響により収入が激減した国保加入者の国保税徴収猶予に関しては、過去の未納分に対しても徴収猶予を行なうなど、国保加入者の実情に沿った対応を行なうこと。
9. 国保税の増税を撤回し、負担軽減を行なうこと。
10. 「傷病手当金」は、国保税を納める自営業者が新型コロナウイルスに感染または感染の疑いで休業した場合にも支給できるように、規定の整備を行なうこと。
11. 小・中学校の休校長期化を想定し、日常的な児童・生徒への連絡や、必要に応じて家庭訪問を実施すること。状況を見ながら分散登校や学校再開を具体化すること。
12. 児童生徒の学習保障のため、教育環境の整備を具体化すること。その際、家庭におけるインターネット環境の有無による格差が生じないように手だてを講ずること。
13. 3月24日付の文科省事務次官通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」にもとづき、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、年度途中で就学援助の認定を必要とする場合は速やかに認定し、必要な援助を行なうこと。
14. 学校休校にともない、家庭での昼食費の負担が重くのしかかる事態となっていることから、就学援助受給者に対して、休校中の給食費相当分を上乗せ支給すること。あわせて、学校給食の実施もしくは給食(昼食)の提供を検討・具体化すること。
15. 4月22日から受付が始まった東京都感染拡大防止協力金の利用概要等を、インターネット環境を持たない中小企業及び個人事業主に紹介するための手だてをとるとともに、事業の要項や申請書を市役所や商工会窓口に置くこと。および、専門家に確認してもらわなければ書類が準備できないような仕組みを改善するよう、東京都に要請すること。
16. 国のコロナ対策の一人10万円の特別定額給付金について、DV(ドメスティックバイオレンス)から避難している人への支給の仕方について、市内に該当者がいる場合は周知を遺漏なく行なうとともに、申し出期日の4月30日を過ぎた場合でも申出書を受理し、確実な対応を行なうこと。
17. 新型コロナウイルス感染対応地方創世臨時交付金および、同交付金の活用を前提とした支援策を盛り込んだ補正予算案を審議するための臨時議会を早急に開催するとともに、臨時交付金のさらなる増額を国に求めること。独自施策を盛り込んだ補正予算策定およびそれに沿った条例改正を行ない、そのための臨時議会を開催すること。
18. 緊急雇用対策として、企業等から採用の内定を取り消された新卒者および離職を余儀なくされたひとり親家庭を対象に、任用期間を来年3月末とする会計年度任用職員の募集採用を行なうこと。
19. 特別定額給付金対応のコールセンターが開設されるが、知覚障がい者、聴覚障がい者が支障なく申請できるように手だてをとること。
20. 5月2日(土)から6日(水)までの連休期間中に相談窓口を設け、生活保護や生活資金融資、東京都の給付金など、市民の不安や相談事に対応できる体制を確立すること。

以上。